

国民健康保険の制度改革（広域化）について

小豆島町 健康づくり福祉課

医療保険制度

国民皆保険制度の意義

- 国民皆保険制度を通じて、世界最高レベルの平均寿命と保健医療水準を実現。
- 社会保険方式による国民皆保険を堅持し、国民の安全・安心な暮らしを保障。

【特徴】

- ①国民全員を公的医療保険で保障。
- ②医療機関を自由に選択可能。
- ③安い負担額で高度な医療。
- ④社会保険方式を基本としつつ、皆保険を維持するため公費を投入。

医療保険制度

平成27年3月末時点

| 制度名 | 保険者数 | 加入者数 |
|------------------------|-------|----------|
| 国民健康保険 (市町村国保+国保組合) | 1,880 | 約3,600万人 |
| 協会けんぽ (旧政管健保) | 1 | 約3,600万人 |
| 組合健保 | 1,409 | 約2,900万人 |
| 共済組合 | 85 | 約900万人 |
| 後期高齢者医療制度 | 47 | 約1,600万人 |

医療費の患者負担割合

| | 一般・低所得者 | 現役並み所得者 |
|-------------|---------|---------|
| 75歳 | 1割負担 | 3割負担 |
| | 2割負担※ | |
| 70歳 | 3割負担 | |
| 6歳 (就学前) | 2割負担 | |

【後期高齢者医療制度】

日本国籍を有する75歳以上のすべての方（生活保護受給者を除く）が加入する医療制度。75歳の誕生日当日から資格を取得し、加入中の医療保険（国民健康保険、協会けんぽ等）から脱退し、後期高齢者医療制度に加入。

【高額療養費制度】

家計に対する医療費の自己負担が過重とならないよう、月ごとの自己負担額を超えた場合に、その超えた金額を支給。

- ※平成26年4月以降に70歳になる者：2割
- 同年3月までに70歳に達している者：1割

市町村国民健康保険

市町村国保の概要

- 他の医療保険に加入していない住民を被保険者とする国民皆保険の基礎
- 被保険者数：約3,200万人
 - ・うち年金生活者や非正規労働者等が約7割
- 平均年齢：51.9歳
- 保険料：一人当たりの全国平均年額 11.0万円
 - ・実際の保険料は、各市町村が医療費水準等を勘案し決定

【財源構成】 ※市町村国保の平成29年度予算ベース

- 医療給付費：総額約11兆5,000億円
 - ・うち3兆7,900億円が被用者保険等（協会けんぽ健保等）からの交付金
 - ・残り7兆7,100億円のうち公費50%保険料50%を原則としつつ、低所得者の保険料軽減措置への財政支援として、8,900億円の公費を投入
 - ・保険料は2兆9,200億円（医療給付費等総額の約25%）

【小豆島町国民健康保険】 ※平成28年度実績ベース

- 医療給付費：15億3,429万円
 - ・うち約5億8千万円が被用者保険等からの交付金
 - ・残り約9億5千万円のうち公費が約7億1千万円
 - ・保険料は2億2,532万円（医療給付費等総額の約15%）

国保全体の医療給付費等総額：約11兆5,000億円

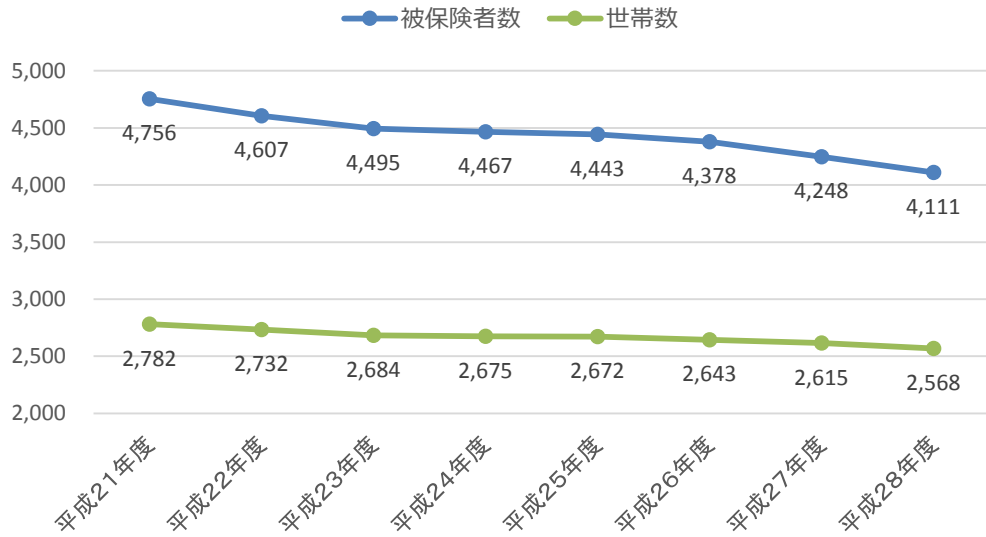
| | | |
|--|---------------------------|----------------------------|
| 財政安定化支援事業 1,000億円 | 国調整交付金（9%） 7,700億円 | 前期高齢者 交付金等 3兆7,900億円 |
| 保険料 2兆9,200億円 （うち法定外一般会計繰入 3,000億円） | 定率国庫負担（32%） 2兆3,400億円 | |
| 保険者支援制度 4,300億円 | 都道府県調整交付金（約9%） 6,600億円 | |
| 保険料軽減制度 4,600億円 | | |
| | | |

小豆島町の医療給付費等総額：15億3,429万円

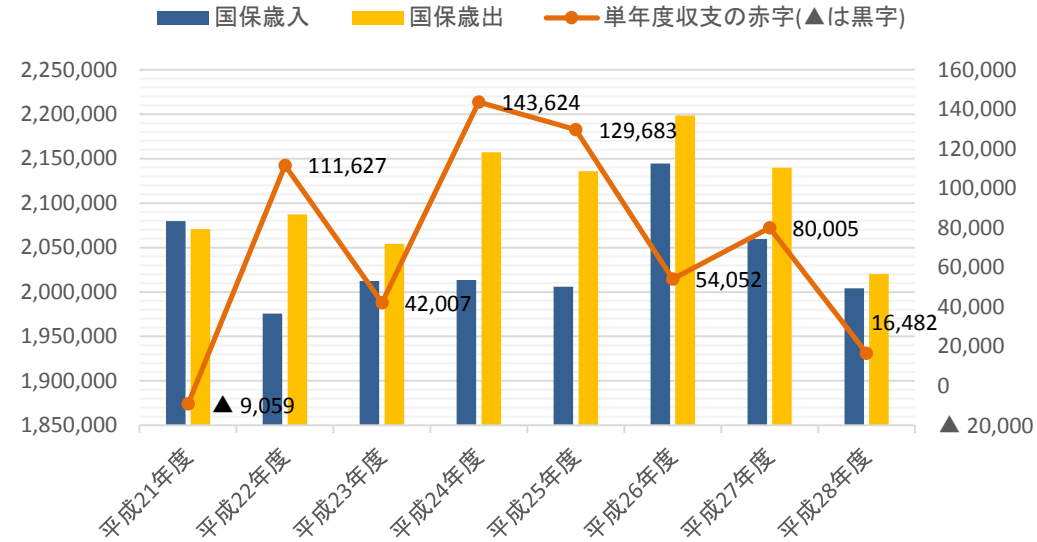
| | | |
|-------------------|----------------------|----------------------------|
| 財政安定化支援事業 2,057万円 | 国調整交付金 1億8,735万円 | 前期高齢者 交付金等 5億8,168万円 |
| 保険料 2億2,532万円 | 定率国庫負担 3億3,714万円 | |
| 基金繰入金 1,648万円 | | |
| 保険者支援制度 2,174万円 | 都道府県調整交付金 9,850万円 | |
| 保険料軽減制度 4,551万円 | | |

小豆島町国民健康保険の各種状況①

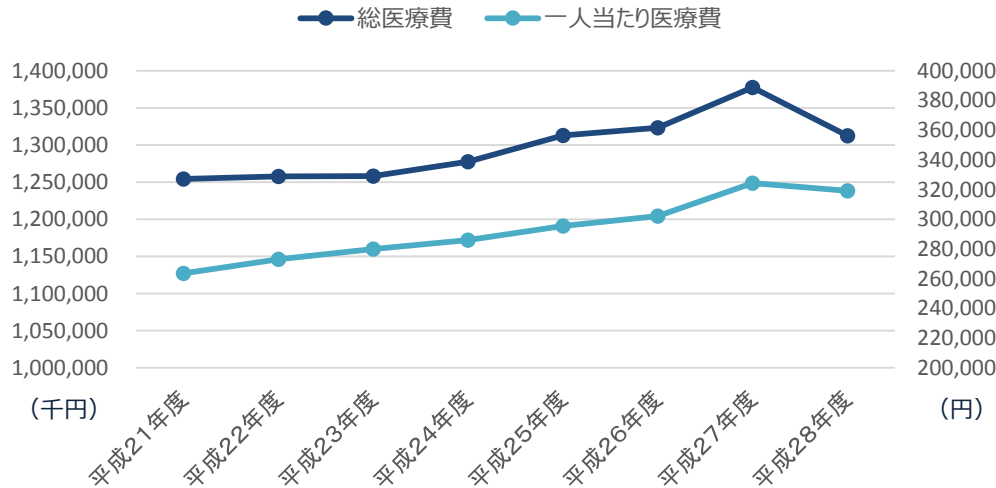
国保被保険者数・世帯数



国保会計の推移



国保医療費の推移



小豆島町国民健康保険を取り巻く状況

- 人口減少に伴い、国保の被保険者数・世帯数も減少している。
- 国保の医療費について、平成28年度は薬価改定等により少し落ち着いたものの、総医療費・一人当たり医療費共に上昇傾向である。
- 平成28年度の国保税改定等により赤字額は改善したものの、平成22年度以降は継続して赤字が続いている。
- 基金の取り崩しや一般会計からの繰入により国保会計を維持してきたが、平成29年度決算では基金残高が0円となる見込みである。
- 小豆島町のような小規模保険者では、被保険者数・世帯数の減少や高額な医療費のかかる病気・手術等により、財政運営が不安定になるリスクが高い。
- 国保税収入や医療費等の推移から、今後、小豆島町が単独で財政運営をするためには、国保税の引き上げや一般会計からの繰入が必要である。

国民健康保険の制度改革（広域化）

小豆島町国民健康保険の各種状況②

小豆島町国保の運営状況

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 (税率改正) |
|--------------|--------|---------|--------|---------|---------|--------|--------|------------------|
| 国保被保険者数(人) | 4,756 | 4,607 | 4,495 | 4,467 | 4,443 | 4,378 | 4,248 | 4,111 |
| 国保会計赤字額(千円) | ▲9,059 | 111,627 | 42,007 | 143,624 | 129,683 | 54,052 | 80,005 | 16,595 |
| 一人当たりの赤字額(円) | ▲1,905 | 24,230 | 9,345 | 32,152 | 29,188 | 12,346 | 18,834 | 4,037 |
| 一人当たり税収実績(円) | 69,586 | 68,231 | 70,035 | 69,440 | 67,324 | 66,020 | 64,484 | 69,840 |

- 平成28年度国保税改正前(H22~27)の国保会計赤字総額 = 560,998千円
 一人当たりの平均赤字額 = 21,060円 … ①
 一人当たりの平均税収実績 = 67,626円 … ②



単年度収支の赤字解消

- 小豆島町単独で国保を運営するために必要な一人当たり目標税額 = 88,686円 (①+②)

平成28年度税率改正後の一人当たり税収実績
= 69,840円

町単独

小豆島町単独で国保を運営するために必要な
一人当たり目標税額
= 88,686円 (プラス18,846円)

広域化

国保広域化による一人当たり収納必要額
= 80,190円 (プラス10,350円)
※第2回香川県国民健康保険運営協議会資料より

国民健康保険制度改革（広域化）の概要

国民健康保険の制度改革

- 都道府県も国民健康保険の保険者となる。（資格や保険料の賦課・徴収等の身近な窓口は、引き続き市町村で行う。）
- 国の責任により、約3,400億円の追加的な財政支援（公費拡充）を行う。
- 平成30年度以降の一斉更新から、新しい被保険者証等に居住地の都道府県名が表記される。

国保制度改革のイメージ図



都道府県の主な役割

- ・ 財政運営の責任主体
- ・ 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進
- ・ 市町村ごとの標準保険料率を算定・公表
- ・ 保険給付費等交付金の市町村への支払い

市町村の主な役割

- ・ 国保事業費納付金を都道府県に納付
- ・ 資格の管理（被保険者証等の発行）
- ・ 標準保険料率等を参考に保険料率を決定
- ・ 保険料の賦課・徴収
- ・ 保険給付の決定、支給

国民健康保険制度の見直しによる効果

- 保険料負担を公平に支え合うため、都道府県は市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた国保事業費納付金（保険料負担）の額を決定し、保険給付に必要な費用を全額、保険給付費等交付金として市町村に対して支払う。これにより、市町村の財政は従来と比べて安定する。
- 市町村はこれまで個別に給付費を推計し、保険料負担額を決定してきたが、今後は納付金を納めるため、都道府県の示す標準保険料率等を参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づき、保険料を賦課・徴収する。
- 都道府県と市町村が、より積極的に被保険者の予防・健康づくりを進めるため、様々な働きかけを行い、地域づくり・まちづくりの担い手として関係者と連携・協力した取組を進めることで、サービスの拡充と保険者機能が強化される。
- 国民健康保険を国民皆保険の最後の砦として将来にわたり守り続け、持続可能な社会保障制度の確立が図られる。

国民健康保険新制度の納付金・標準保険料率算定方法

1. 納付金算定基礎額の算出

○県全体の医療給付費から、前期高齢者交付金や普通調整交付金等の公費を差し引いて、県の納付金算定基礎額を算出する。

医療給付費全体のイメージ図

| | | |
|---------------|-----------|--------------|
| 財政安定化支援事業 | 国調整交付金 | 前期高齢者 交付金 |
| 保険料（納付金算定基礎額） | 定率国庫負担 | |
| 保険者支援制度 | 都道府県調整交付金 | |
| 保険料軽減制度 | | |

2. 各市町の納付金を算出

①所得水準の反映

ア. 県全体の納付金算定基礎額を応益分（均等割・平等割）と応能分（所得割）の2つに分ける。（応益：応能＝54：46）

※保険料算定（納付金配分）方式＝3方式

イ. 応益分を人数・世帯数シェアに応じて、応能分を所得シェアに応じて各市町に配分する。

②医療費水準の反映

医療費指数（各年齢階級別に一人当たり医療費の全国平均と比較）により医療費水準を反映し、各市町の配分額を増減させる。

県全体の保険料（納付金算定基礎額）

| | | | | | | | |
|------|----|----|----|------|----|----|----|
| A市 | | | | A市 | | | |
| B市 | C市 | D市 | E市 | B市 | C市 | D市 | E市 |
| F市 | G市 | H市 | I町 | F市 | G市 | H市 | I町 |
| J町 | K町 | L町 | M町 | J町 | K町 | L町 | M町 |
| 小豆島町 | N町 | O町 | P町 | 小豆島町 | N町 | O町 | P町 |

← 応益分（人数・世帯数）

← 応能分（所得）

3. 各市町の保険料必要総額を算出

○各市町の個別費用や公費を加減算し、保険料必要総額を算出する。

4. 各市町の標準保険料率を算定

①各市町の収納率（直近3年の最低値）で割り戻し、標準保険料率を算定する。

②各市町で標準保険料率を参考に保険料率を決定する。

※医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分は別々に計算する。